

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

瀬戸市教育委員会規則第1号

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市立学校管理規則（昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学年及び学期) 第2条 <省略> 2 学年を分けて次の3学期とする。 第1学期 4月1日から <u>7月31日</u> まで 第2学期 <u>8月1日</u> から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで	(学年及び学期) 第2条 <省略> 2 学年を分けて次の3学期とする。 第1学期 4月1日から <u>8月31日</u> まで 第2学期 <u>9月1日</u> から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(夏季休業日の特例)

2 平成31年度の夏季休業日は、第3条第1項第4号の規定にかかわらず、7月14日から8月24日までの間において定めるものとする。

(瀬戸市立瀬戸特別支援学校学則の一部改正)

3 瀬戸市立瀬戸特別支援学校学則（平成22年瀬戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「8月31日」を「7月31日」に、「9月1日」を「8月1日」に改める。